

## 独立行政法人家畜改良センター役員退職手当支給規程

平成13年4月1日  
13規程第9号

(趣旨)

第1条 独立行政法人家畜改良センターの常勤の役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において、「遺族」とは次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受ける遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その退職手当は、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(支給額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、その者の退職の日における俸給月額に100分の10.4625の割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額に農林水産大臣が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、次条第3項後段又は第4条の2第1項の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、それぞれ退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に、それぞれ当該異なる役職ごとの在職

期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、支給割合を乗じて得た額にそれぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

（在職期間の計算）

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から先に減ずるものとする。

3 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（国の機関等から復帰した役員等に関する退職手当の特例）

第4条の2 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国の職員等として在職した後引き続いて再び役員となった者の前条の規定による在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国の職員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国の職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

4 国の機関等又は通則法第2条第2項に定める特定独立行政法人（以下「国の機関等」という。）から復帰した役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第3条第1項ただし書きの俸給月額、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。

5 第2項の役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間（国の職員等としての在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなし、国の職員等を退職した日の俸給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日における俸給月額とみなして、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

（退職手当の支給制限）

第5条 役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項第2号又は同第3項の規程により解任されて退職したときは、理事

長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡した場合には、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が法人の業務に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した期間から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第6条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - 二 その者の任命権者が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中にその者の非違により解任されるべき行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして独立行政法人通則法第23条第2項の規定による解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」とい

う。)を受けた者は、当該処分があったことを知った日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第7条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第5条第1項に規定する事項を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に基礎をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し、当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - 二 その者の任命権者が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当

該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族等に対し、第5条第1項に規定する事項を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない
- 4 前項の規定による意見の聴取については、理事長が別に定める。
- 5 第5条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第8条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第5条第1項に規定する事項のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 前条第1項第2号に該当するときにおける前項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 4 前項の規定による意見の聴取の手續については、理事長が別に定める。
  - 5 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

- 第9条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、第7条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第5条第1項に規定する事項のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第5条第2項並びに前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第10条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第8条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を

含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に、通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときには、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に、聴聞の通知を受けた場合において、第8条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第6条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第8条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第8条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第5条第1項に規定する事項のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち同条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第5条第2項並びに第8条第3項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査委員会への諮問)

第11条 理事長は、第7条第1項第2号若しくは第2項、第8条第1項、第9条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）に関して公正を期するため、家畜改良センターに退職手当審査委員会を設置する。

2 理事長は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、あらかじめ退職手当審査委員会に諮問するものとする。

2 退職手当審査委員会は、第7条第2項、第9条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申し立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

（役員が退職した後に引き続き役員となった場合等における退職手当の不支給）

第12条 役員が任期満了となり退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員に任命されたときは、この規程による退職手当は支給しない。役員が任期満了の日以前又はその翌日に役職又は職務を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

2 役員が第4条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

（実施細則）

第13条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成16年1月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給月額の見直し）

2 この規程による改正後の役員退職手当支給規程（以下「改正後の役員退職手当支給規程」という。）の適用を受ける役員が退職した場合において、その者が退職の日に受けていた俸給に、独立行政法人家畜改良センター役員給与規程の一部を改正する規程（17独

家セ第1716号) 附則第2項の規定による差額に相当する額の俸給が含まれているときは、改正後の役員退職手当支給規程の規定の適用に当たっては、同規程中の俸給月額には、当該差額に相当する額の俸給は含まないものとする。

(施行日前から引き続き在職する役員の退職手当の額等の取扱い)

- 3 施行日の前日に現に在職する役員が引き続き役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、改正後の役員退職手当支給規程第3条の規程にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。
  - 一 施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における俸給月額に、施行日の前日までの在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額
  - 二 施行日以後の在職期間に係る退職手当の額 施行日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額
- 4 前項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月として計算するものとする。ただし、同各号の在職期間の月数の合計が、改正後の役員退職手当支給規程第4条第1項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、同各号の在職期間の月数のうち1月を計算した端数の少ないものから当該超える月数に達するまで順次1月ずつ減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から先に減ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 [削除]

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。